

改正

令和2年2月14日告示第15号

二本松市生活道路整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活道路の整備に要する経費について補助金を交付することにより、生活道路の整備を促進し、もって生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活道路 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に定める道路以外の道路で、一般公共の用に供されている道路
- (2) 法定外道路 生活道路のうち二本松市公共物管理条例(平成17年二本松市条例第65号)第2条に定める市が管理する道路
- (3) 私道 生活道路のうち私人が管理する私有道路

2 この要綱において、生活道路の整備とは、道路の舗装及び改良をいう。ただし、維持補修等の部分的な修繕は、除くものとする。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる生活道路は、次の各号のいずれにも該当する生活道路とする。

- (1) 現幅員が2.0メートル以上かつ現延長が20.0メートル以上の法定外道路又は私道であること。ただし、側溝がある場合には、それを含めた幅員とする。
- (2) 生活道路を現に利用し、接続している住宅又は生活関連施設(集会施設や公園など生活に密接に関連する施設をいう。)があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 生活道路が築造されてからおおむね10年以上が経過していない場合
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可に係る生活道路及び二本松市宅地開発指導要綱(平成17年二本松市告示第173号)第6条の規定により協議された生活道路の場合。ただし、当該生活道路の整備が完了してから10年以上が経過し再整備が必要なき場合は、この限りでない。

(3) 二本松市集会施設進入道路及び駐車場整備補助金交付要綱(平成17年二本松市告示第48号)の規定による補助金の交付を受けている場合。ただし、当該補助金による整備が完了してから10年以上が経過し再整備が必要なときは、この限りでない。

(4) 生活道路の整備が、流末排水に支障をきたす場合

(5) 生活道路の整備について、次に掲げる全ての者の承認を得ていない場合。ただし、承認を得ることができないことについて、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

ア 生活道路の敷地の所有者及び生活道路の敷地について借地権又は抵当権を有する者

イ 生活道路の隣接地について所有権又は借地権を有する者

ウ 生活道路の隣接地に存する建物について所有権を有する者

エ 生活道路を利用している者、生活道路の整備により影響を受ける者その他生活道路の関係者で生活道路の整備について市長が承認を得る必要があると認めるもの

(6) 申請者の同一世帯員等に市税滞納者がいる場合

(7) その他補助の目的からみて、適当でないとして市長が認めた場合

3 補助の対象者は、前2項に定める補助の対象となる生活道路の整備を行う者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、生活道路の整備に要する工事費(以下「工事費」という。)の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で交付する。

2 工事費は、工事見積書の額と市の設計(積算基準等をもって算出する額)を比較していずれか少ない額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の申請及び交付)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請及び交付については、二本松市補助金等交付規則(平成17年二本松市規則第37号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

2 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定めて規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第1号様式)

(2) 工事見積書

(3) 申請者名簿(第2号様式)

(4) 関係者の施工承認書(第3号様式)

(5) 納税証明書(課税がない者にあつては、課税証明書)

(6) その他市長が必要と認める書類

(工事の施工方法の指導等)

第6条 市長は、代表者に対して工事の施工方法の技術的な指導を行うものとする。

2 工事の施工は、原則として二本松市入札参加資格審査実施要綱（平成18年二本松市告示第119号）第8条に規定する入札参加資格者名簿（建設工事）に登録のある業者による請負とする。

(工事の内容変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた代表者が工事を中止し、又は工事の内容を変更しようとするときは、規則第11条第1項第1号に規定する補助事業等計画変更中止（廃止）申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 代表者は、工事が完了したときは、速やかに規則第16条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費に係る請求書及び受領書の写し
- (3) 工事写真（施工前、施工中、施工後）
- (4) 竣工図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、完了検査を実施の上、補助金の額を確定し、規則第17条に規定する補助金等確定通知書により代表者に通知するものとする。

(補助の制限)

第10条 この要綱により整備された生活道路については、10年経過後でなければ再整備に係る補助の申請はできないものとする。

(生活道路の維持管理)

第11条 この要綱により整備された生活道路については、その機能を損なわないよう当該整備により利益を受ける者が適正な維持管理を行わなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(二本松市生活道路舗装事業実施要綱の廃止)
- 2 二本松市生活道路舗装事業実施要綱（平成20年二本松市告示第27号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
(旧要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱第2条の規定によりなされた事業の申請に係る採択については、同要綱第3条の規定は、この要綱の施行日以後も、なおその効力を有する。
(二本松市私道整備費補助金交付要綱の廃止)
- 4 二本松市私道整備費補助金交付要綱（平成18年二本松市告示第121号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月14日告示第15号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

事業計画書

整備場所	二本松市
道路の種類	法定外道路 ・ 私道
道路の現幅員	m
道路の現延長	m
接続している住宅 の戸数または 生活関連施設の 種類	戸
	集会施設・公園・その他生活に密接に関連する施設（ ）
整備内容 (工種及び数量)	
工事費	円 (消費税を含む。)
備考	

第2号様式（第5条関係）

申請者名簿

住 所	氏 名	印
代表者		

第3号様式（第5条関係）

関係者の施工承認書

年 月 日

代表者 様

権利者

住所

氏名

電話番号

印

下記の生活道路が整備されること、また、今後とも一般通行の用に供されることを承認します。

記

生活道路所在地 二本松市 地内

土地・建物等の所在地	権利の種類
二本松市	

(備考) 権利の種類

生活道路の敷地の所有権、敷地の借地権、敷地の抵当権
生活道路の隣接地の所有権、隣接地の借地権
生活道路の隣接地に存する建物の所有権
その他の権利